

三重県発注の業務委託の入札に参加される皆様へ お 知 ら せ

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた対応により、三重県が発注した業務の一時中止又は工期の延長を行った案件については、下記のとおり取り扱うこととします。

記

- 1 企業の業務実績及び技術者の手持業務件数について
業務の一時中止又は工期の延長を行ったことにより完成が延期される場合について、変更前の工期を完成日として、下表の項目について評価します。

配置予定技術者の兼務制限における「手持業務数」
総合評価方式における「企業の業務実績」
総合評価方式における「技術者の業務実績」
総合評価方式における「技術者の手持業務件数」

- 2 問い合わせ先

【入札等の手続に関すること】

三重県 県土整備部 建設業課 入札制度班
電話 059-224-2723

【総合評価方式に関すること】

三重県 県土整備部 公共事業運営課 総合評価班
電話 059-224-2696